

令和4年度の水道水質検査結果について

水道水は、清浄な水質が常に保たれ、安心して利用できるものでなければなりません。そのため水道の水質には、水道法により水質基準が定められており、水道事業者には、定期的に水質検査をすることが義務付けられています。

1. 水質検査方法

水質検査は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)」等の法令で定められた方法により、水質基準項目、水質管理目標設定項目及び農薬類について水源の種類に合わせた検査を実施しました。

2. 水源の種類

水源の種類は5つの系統に分類され、法令に基づく検査地点である給水栓7箇所(以下、基準点という。)、配水地域が広い系統において均一な水質が行き渡っていることを確認するための給水栓4箇所(以下、補助点という。)、原水の取水井4箇所及び取水口1箇所で水質検査を行いました。

系 統	区 分		採 水 地 点
小森浄水場系	原水		小森取水井
	浄水	基準点	入谷四区
戸倉浄水場系	原水		新戸倉取水井
	浄水	基準点	神割崎
			天王山
			皿貝
		補助点	入谷一区
			荒町
米広浄水場系	原水		米広取水口
	浄水	基準点	大上坊
中在浄水場系	原水		中在取水井
	浄水	基準点	泊浜
			名足
		補助点	
上沢浄水場系	原水		上沢取水井
	浄水	基準点	払川
			中在

3. 検査結果

令和4年度の検査結果は良好であり、基準点7箇所及び補助点4箇所の全ての給水栓調査地点において、水質は基準値に適合していました。水質基準項目について、系統ごとに検査結果の最大値と比較しました。なお、原水については、水質基準が定められておりませんが、参考として浄水の水質基準値（以下、原水については、参考基準値という。）と比較しました。

水質管理目標設定項目及び農薬類については、特に問題のある項目はみられませんでした。

○ 小森浄水場系

小森浄水場系では、原水において大腸菌が陽性であった調査月がありますが、浄水については陰性であり、適切に処理され、安全性が確保されております。一方、原水及び浄水ともにカルシウム、マグネシウム等及び全蒸発残留物が参考基準値と基準値ともに全ての調査月で1/5を超過しております。

また、浄水では、消毒副生成物であるクロロホルム及びブロモホルムが検出された調査月もあり、総トリハロメタン、ジブロモクロロメタン及びブロモジクロロメタンにおいては全ての調査月で検出されております。

○ 戸倉浄水場系

戸倉浄水場系では、原水において一般細菌が参考基準値の1/2を、色度が参考基準値の1/5を超過し、大腸菌も陽性であった調査月がありますが、浄水については全ての地点で基準値の1/5以下及び陰性であり、適切に処理され、安全性が確保されております。その他の項目においては、原水で参考基準値に、浄水で基準値に適合していました。

なお、浄水の基準点では、神割崎で消毒副生成物である総トリハロメタン、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムが検出された調査月もありました。天王山及び皿貝では、総トリハロメタン、ジブロモクロロメタン及びブロモジクロロメタンが検出された調査月もありました。

この他に、令和2年6月に新戸倉取水井の上流部にある太陽光発電施設にて、敷地内の除草のためにグリホサートを散布したと報告を受けたことから、令和2年7月の農薬検査で新戸倉取水井、神割崎及び皿貝において項目を追加して実施した結果、全ての地点でグリホサートは検出されませんでした。本年度も引き続き調査を行った結果、全ての地点でグリホサートは検出されませんでした。

○ 米広浄水場系

米広浄水場系では、原水において一般細菌及び色度が参考基準値を超過し、大腸菌が陽性となった調査月もありますが、浄水については基準値の1/5以下及び陰性であり、適切に処理され、安全性が確保されております。

一方、有機物（T O C）が原水では参考基準値の1/2を、浄水では基準値の1/5を超過した調査月がありました。

また、浄水では、消毒副生成物である総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン及びブロモジクロロメタンが全ての調査月で検出されており、塩素酸及びトリクロロ酢酸においても検出された調査月もありました。総トリハロメタン、塩素酸及びブロモジクロロメタンにおいては、最大値が基準値の1/5を超過しております。なお、原水の有機物（T O C）及び色度も高めであることから、原水中のフミン質による影響がうかがえます。

○ 中在浄水場系

中在浄水場系では、原水において一般細菌が参考基準値を、色度が参考基準値の1/5を超過し、大腸菌が陽性となった調査月もありますが、浄水については基準値の1/5以下及び陰性であり、適切に処理され、安全性が確保されております。

浄水の基準点においては、全蒸発残留物が基準値の1/5を超過した調査月がありました。

また、浄水の基準点では、消毒副生成物であるクロロホルムが調査月の多くで検出されており、総トリハロメタン、ジブロモクロロメタン及びブロモジクロロメタンにおいては全ての調査月で検出されております。

○ 上沢浄水場系

上沢浄水場系では、原水において一般細菌、色度及び濁度が参考基準値を、アルミニウム及びその化合物と有機物（T O C）が参考基準値の1/5を超過し、大腸菌も陽性であった調査月がありますが、浄水については全ての地点で基準値の1/5以下及び陰性であり、適切に処理され、安全性が確保されております。

一方、浄水の基準点では、全蒸発残留物が基準値の1/5を超過した調査月もみられました。

また、浄水の基準点では、消毒副生成物である総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン及びブロモジクロロメタンが全ての調査月で検出されております。総トリハロメタン及びブロモジクロロメタンにおいては、調査月の多くで基準値の1/5

を超過しております。

この他に、農薬検査において、昨年度に原水で除草剤のベンタゾンが参考基準値の1/1000程度検出されましたが、本年度は検出されませんでした。